

議案第 1 号

大口町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

大口町新型インフルエンザ等対策本部条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 5 年 3 月 4 日提出

大 口 町 長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）が平成 2 4 年 5 月 1 1 日に公布されたことに伴い、この条例を制定するため必要があるからである。

大口町新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、大口町新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 対策本部の本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理するほか、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町職員のうちから町長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他町職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

制 定 要 旨

1 制定要旨

平成21年に発生した新型インフルエンザの経験を踏まえ、新たな感染症発生時における対策の実効性を確保するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月11日に公布されたことから、都道府県及び市町村は、条例で対策本部に関し必要な事項を定める必要があるため、この条例を制定します。

2 制定の概要

対策本部の組織、会議等に関し必要な事項を定めるものです。

3 施行期日

法の施行の日から施行します。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行日は、公布の日から1年以内となっています。

4 新型インフルエンザ発生時の流れ

■「新型インフルエンザの発生」の公表



【国】 政府対策本部の設置

- ・ 基本的対処方針の作成
- ・ 特定職種に対する先行的予防接種の実施
- ・ 水際対策の実施 など

【都道府県】 都道府県対策本部の設置

- ・ 特定接種の実施への協力
- ・ 医師等への医療従事の要請・指示 など

■緊急事態宣言

【国】 まん延防止、国民生活・国民経済の安定に関する措置

- ・ 住民に対する予防接種の実施指示

- ・ワクチン等の緊急物資の運送要請・指示 など

【都道府県】まん延防止、医療提供体制の確保等

- ・学校等の施設や興行場、催し物の制限等の要請・指示
- ・予防接種の実施への協力
- ・病院や診療・薬品等の提供体制の確保
- ・緊急時の埋葬火葬 など

【市町村】対策本部の設置

- ・市町村内の対策に関する総合調整
- ・住民に対する予防接種の実施

5 新型インフルエンザ等対策特別措置法抜粋（市町村対策本部に関する条文の要旨）

（市町村対策本部の設置及び所掌事務）

【第34条】

緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに市町村対策本部を設置しなければならない。市町村対策本部は、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

（市町村対策本部の組織）

【第35条】

- ① 市町村対策本部長は市町村長をもって充て、本部員は次に掲げる者をもって充てる。
 - ・副市町村長
 - ・市町村教育委員会の教育長
 - ・消防長又はその指名する消防吏員
 - ・市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者
- ② 市町村対策本部に副本部長を置き、本部員のうちから市町村長が指名する。
- ③ 市町村対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該

市町村の職員以外の者を対策本部の会議に出席させることができる。

(市町村対策本部長の権限)

【第36条】

市町村対策本部長は、必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整のほか、都道府県対策本部長や当該市町村内の教育委員会に対し、必要な措置を要請することができる。

6 今後のスケジュール

時 期	国	都道府県	市町村
平成24年5月11日	特別措置法の公布		
平成25年3月	 1年以内 特別措置法の施行 政府行動計画の策定	都道府県対策本部 条例の制定 都道府県行動計画 の策定	市町村対策本部条 例の制定 市町村行動計画の 策定